

アゼリアガーデン・訪問リハビリセンター運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 一般財団法人長岡記念財団老人保健施設アゼリアガーデンが実施する訪問リハビリテーション（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当事業所は、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション計画（介護予防にあつては介護予防訪問リハビリテーション計画、特段の区別した記載がなければ以下同じ。）を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図り、自立した日常生活を営むことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、訪問リハビリテーション計画に基づいて、利用者の居宅において理学療法、作業療法および言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

3 当事業所では、居宅介護支援事業者および介護予防支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者および関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

5 当事業所が得た利用者の個人情報、個人情報保護法および厚生労働省のガイドラインに則り、適切に保護する。個人情報保護にかかる詳細事項は、別途一般財団法人長岡記念財団の個人情報保護規程に定める。

6 当事業所では、介護保険法その他関係法令および「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例(平成24年京都府条例第27号)」、「介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例(平成24年京都府条例第28号)」等に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称および所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 アゼリアガーデン・訪問リハビリセンター
- (2) 開設年月日 2006(平成18)年8月1日

- (3) 所在地 京都府長岡京市友岡4丁目114番地
- (4) 電話番号 075-957-1112 FAX 番号075-957-0160
- (5) 管理者名 田中 和宏 (施設長 野稻 貞雄)
- (6) 介護保険指定番号 訪問リハビリテーション (2653080016 号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりとする。(常勤換算)

- (1) 管理者 1人(兼務)
- (2) 医師 1人以上(兼務可)
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1人以上

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は医師の指示および訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーションの実施および指導を行う。

(営業日および営業時間)

第7条 訪問リハビリテーションの営業日および営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 年末年始を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時までを営業時間とする。ただし、サービス提供時間は午前9時から午後4時30分までとする。

(利用者負担の額)

第8条 保険給付の自己負担額およびその他の費用等利用料を、別に定める利用料一覧表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

長岡京市、向日市、大山崎町

(職員の服務規律)

第10条 当事業所職員は、介護保険関係法令および諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 11 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 12 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める一般財団法人長岡記念財団の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 13 条 当事業所職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(虐待の防止等)

第 14 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(緊急時および事故発生時等における対応方法)

第 16 条 当事業所は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師またはあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じる。

- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 当事業所では、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- 4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(感染症対策)

第 17 条 感染症が発生したまたはまん延しないように、感染症の予防およびまん延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第 18 条 当事業所は、サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、提供したサービスに関し、国または地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国または地方公共団体から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 3 当事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(守秘義務および個人情報の保護)

第 19 条 当事業所職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密および個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

- 2 前項の規定に故意または重大な過失により違反した職員は、就業規則に定めるところにより懲戒処分を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。

- 2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額および苦情処理の対応、個人情報保護方針については、当事業所内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 訪問リハビリテーションに関連する政省令および通知ならびに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、一般財団法人長岡記念財団老人保健施設アゼリアガーデン運営委員会において定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成18年 8月 1日より施行する。
この運営規程は、平成21年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成22年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成23年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成23年11月 1日より施行する。
この運営規程は、平成24年 1月 1日より施行する。
この運営規程は、平成24年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成25年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成26年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成27年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成27年 6月 1日より施行する。
この運営規程は、平成28年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成28年 5月 1日より施行する。
この運営規程は、平成29年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成30年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成30年 6月 1日より施行する。
この運営規程は、平成30年 8月 1日より施行する。
この運営規程は、2019年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、2020年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、2021年 7月 1日より施行する。
この運営規程は、2021年 9月 1日より施行する。
この運営規程は、2023年 1月 1日より施行する。
この運営規程は、2024年 4月 1日より施行する。